

# ○住宅金融支援機構のMBS発行の仕組み

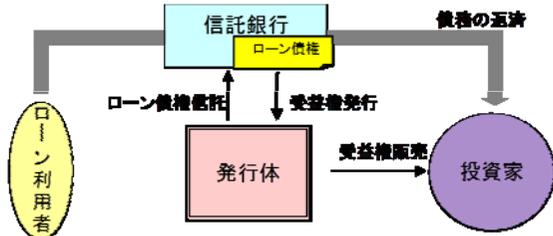
- ・住宅金融支援機構によるMBS発行は、流動性の高い証券の継続発行によりスケールメリットを活用しつつ、社債方式と信託受益権方式とを組み合わせ、発行体と担保となるローン債権の両方の信用力を活用するジョイントサポート方式により低利調達を実現している。
- ・本方式は、担保の設定方法に関わらず倒産会社の資産を公平に分配する会社更生法の適用が除外されているため、可能となっている。

## 社債方式



- ・ローン返済の状況にかかわらず、発行体が債務を返済。
- ・発行体の信用力が、確実な返済のよりどころとなる。

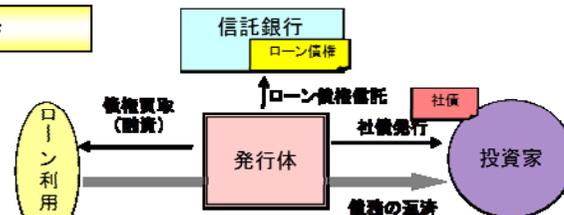
## 信託受益権方式



- ・発行体の状況にかかわらず、ローン債権からの回収を原資に投資家への返済が行われる。
- ・担保となるローン債権が、確実な返済のよりどころとなる。

## 機構のMBS発行方式

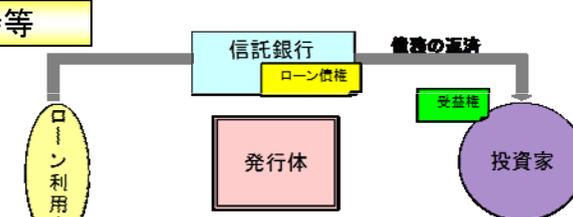
### 通常時



- ・発行体の信用力が、確実な返済のよりどころとなる。
- ・倒産時等の方が一の担保として、ローン債権の信託をするが、この時点では実質的な効果はない。

あらかじめ定められた条件(受益権行使事由)に該当する場合

### 倒産時等



- ・あらかじめ定められたルールにより、自動的に社債が受益権に転換。
- ・発行体の状況にかかわらず、ローン債権からの回収金を原資に信託銀行から投資家への返済が行われる。
- ・担保となるローン債権が確実な返済のよりどころとなる。

### ※【受益権行使事由】

1. 本機構債の債務を承継する者が法令で定められず、機構を解散する法令が施行され、これにより機構が解散した場合
2. 本機構債の債務を承継する者を、株式会社とする法令又は会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含む。)若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、法令により機構が解散した場合
3. 本機構債の債務者を、株式会社とする法令又は会社更生法若しくはこれに類似する倒産手続の適用が法令により認められる法人とする法令が施行され、これにより本機構債の債務者がかかる法人となった場合
4. 本機構債に係る機構の支払債務又はその他機構が発行若しくは承継した債券に係る機構の支払債務について、その支払をなすべき日において未履行であり、かつ、その状態が7日以内に治癒されなかった場合